

続きまして、令和5年度長井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

325ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、調定額2億7,778万9,700円に対し、収入済額は前年度対比2.1%増の2億7,673万8,603円となっております。調定額のうち19万1,600円を不納欠損処分とし、収入未済額は85万9,497円となりました。

以下、令和5年度の収入済額について申し上げます。増加、減少につきましては、令和4年度との比較でございます。

2 款使用料及び手数料は3万8,900円で、19%の減、326ページ、3 款繰入金は1億902万9,315円で、4.3%の増、4 款繰越金は513万2,723円で、21.5%の減、5 款諸収入は22万3,700円で、165%の増となりました。

327ページの歳入合計は3億9,116万3,241円で、前年度対比894万7,625円、2.3%の増となりました。

次に、歳出についてご説明いたします。328ページをお開きください。令和5年度の支出済額について申し上げます。増加、減少につきましては、令和4年度との比較でございます。

1 款総務費は488万5,098円で、5.8%の減、329ページ、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は3億7,833万520円で、1.7%の増、3 款諸支出金は20万8,400円で、248.5%の増となりました。

330ページの歳出合計は3億8,342万4,018円で、前年度対比634万1,125円、1.7%の増となりました。

歳入歳出差引残額については、36ページをお開きください。歳入歳出差引残額は773万9,223円となり、翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

以上が令和5年度長井市国民健康保険特別会

計歳入歳出決算及び令和5年度長井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。よろしくご審査の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○竹田陽一委員長 次に、認第1号の令和5年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計歳入歳出決算について。

新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 おはようございます。

それでは、令和5年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計歳入歳出決算の概要について説明いたします。

295ページをお開きください。歳入でございます。主な内容を説明いたします。

これから申し上げますのは、令和5年度の収入済額でございます。また、増加、減少につきましては、令和4年度との比較でございます。

1 款分担金及び負担金は7,916万4,000円で、県及び長井市を除く沿線1市2町の負担金でございます。前年度と同額でございます。

3 款繰入金は1億1,868万9,000円、6.8%の減で、一般会計繰入金及び基金繰入金でございます。

296ページをお開きください。4 款諸収入は822万3,866円、皆増で、1 目雑入備考欄の記載のとおり、令和4年度山形鉄道運営助成基金補助金返還金でございます。

以上、歳入の合計は0.2%、45万59円減の2億607万8,502円となりました。

297ページをお開きください。歳出でございます。主な内容を説明いたします。

これから申し上げますのは、令和5年度の支出済額でございます。また、増加、減少につきましては、令和4年度との比較でございます。

1 款山形鉄道助成費は8,985万3,000円で、8.8%の減でございます。

2 款基金積立金は1億1,622万5,502円で、

7.6%の増でございます。

歳出の合計は歳入同様0.2%、45万59円減の2億607万8,502円となり、歳入歳出差引残額はゼロでございます。

以上が令和5年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしくご審査の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○竹田陽一委員長 次に、認第1号の令和5年度長井市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算について。

鈴木幸浩健康スポーツ課長。

○鈴木幸浩健康スポーツ課長 おはようございます。

令和5年度長井市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

事項別明細によりご説明申し上げますので、299ページをお開きください。歳入からご説明をいたします。

なお、これから申し上げるのは、令和5年度の収入済額、増加、減少につきましては、令和4年度との比較でございます。

1 款療養費交付金は1,978万6,264円で、5.2%の減、2 款利用料は186万5,678円で、7.4%の減、3 款繰入金は835万5,000円で、14.6%の増、4 款繰越金は10万96円で、0.2%の減、300ページ、5 款諸収入は5万800円で、19.3%の減でございます。

歳入合計は3,015万7,838円で、前年度対比17万4,422円、0.6%の減となりました。

次に、歳出です。301ページをお開きください。

1 款1 項1 目訪問看護事業費は、1 節報酬から18 節負担金、補助及び交付金の項目において、令和5年度の支出済額3,005万6,896円となりました。

302ページ、歳出合計は3,005万6,896円で、前年度対比17万5,268円、0.6%減となりました。

歳入歳出差引残額については、26ページをお開きください。10万942円となり、翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

以上、令和5年度長井市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしくご審査の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○竹田陽一委員長 次に、認第1号の令和5年度長井市介護保険特別会計歳入歳出決算について。

渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括支援センター担当課長 おはようございます。

令和5年度長井市介護保険特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げます。

なお、これから申し上げる数字につきましては、歳入については収入済額、歳出につきましては支出済額、また、増減につきましては令和4年度決算額との比較となりますので、よろしく願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、決算書の303ページをご覧ください。最初に歳入でございますが、1 款介護保険料は、調定額6億5,781万5,650円に対し、収入済額6億5,519万7,339円、0.7%の増です。不納欠損額は85万5,300円、収入未済額は176万3,011円でした。

2 款使用料及び手数料は6万5,000円、3 款国庫支出金は8億1,109万9,325円で、2.3%の減、305ページに参りまして、4 款支払基金交付金は8億3,815万6,000円で、0.1%の増、5 款県支出金は4億5,395万8,403円で、1.1%の減、306ページ、6 款財産収入は3,789円、7 款繰入金は4億4,177万221円で、0.2%の減となりました。

307ページ、8 款繰越金は1億442万7,232円で、190.1%の増、9 款諸収入は763万7,170円で、9.4%の減となりました。

以上、歳入合計は33億1,231万4,479円で、4,884万678円、1.5%の増でした。

次に、歳出についてご説明申し上げます。309ページをご覧ください。

1 款総務費は3,360万1,918円、21.3%の増、311ページに参りまして、2 款保険給付費は29億260万73円、1%の減となり、1 項介護サービス等諸費は27億983万5,957円で、1.1%の減、313ページ、2 項介護予防サービス等諸費は4,925万8,110円で、9%の増となりました。

315ページに参りまして、3 款地域支援事業費は1億6,398万106円、3.4%の減となり、1 項介護予防生活支援サービス事業費は5,719万8,558円で、13.5%の増、316ページの2 項一般介護予防事業費は3,917万823円で、15.4%の減、318ページ、3 項包括的支援事業・任意事業費は6,739万8,087円で、7.4%の減となりました。

323ページに参りまして、4 款基金積立金は3,877万2,021円で、291%の増、5 款諸支出金は7,121万4,281円で、237.7%の増、324ページ、6 款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は32億1,016万8,399円で、5,112万1,830円、1.6%増となりました。

歳入歳出差引残額は、32ページをご覧ください。歳入歳出差引残額は1億214万6,080円となり、翌年度に繰越しさせていただくものでございます。

以上が令和5年度長井市介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしくご審査の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○竹田陽一委員長 次に、認第1号の令和5年度長井市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算について。

若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 おはようございます。

令和5年度長井市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

331ページをお開きください。事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに、歳入につきまして、収入済額を申し上げます。

1 款事業収入は632万2,000円で、緑町地内最終分譲、1 区画の土地売払い収入でございます。

2 款使用料及び手数料は、行政財産目的外使用料1,500円、3 款財産収入は、基金運用利子731円、332ページをお開きください。4 款繰入金は、宅地開発基金繰入金2,842万8,671円でございます。

以上、歳入合計は3,475万2,902円で、前年度対比2,549万6,748円、42.3%の減となりまして、調定額と同額でございます。

続いて、歳出でございます。333ページをお開きください。支出済額を申し上げます。

1 款宅地開発事業費は、売買代理手数料、宅地開発基金積立金などで50万4,731円でございます。

2 款公債費は3,424万8,171円で、長期債の償還元金及び利子でございます。

以上、歳出合計は3,475万2,902円で、前年度対比2,549万6,748円の減となり、予算現額に対する執行率は94.6%となりました。

歳入歳出差引残額はゼロ円で、繰越額はございません。

以上が令和5年度宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしくご審査の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

認第2号 令和5年度長井市水道事業会計決算認定について

認第3号 令和5年度長井市下水道事業会計決算認定について

議案第47号 令和5年度長井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第48号 令和5年度長井市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○竹田陽一委員長 次に、認第2号 令和5年度長井市下水道事業会計決算認定についてから議案第48号 令和5年度長井市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまでの4件について。

佐藤 久上下水道課長。

○佐藤 久上下水道課長 おはようございます。

認第2号 令和5年度長井市下水道事業会計決算の概要についてご説明申し上げます。

決算書、水道1ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益の決算額は7億1,963万9,535円となりました。支出でございますが、1款水道事業費の決算額は5億7,283万7,449円となりました。

2ページ、資本的収入及び支出でございますが、収入で、1款資本的収入の決算額は1億4,881万1,000円となりました。

3ページ、支出でございますが、1款資本的支出の決算額は4億5,761万9,257円となりました。

支出の表の下に記載しておりますが、資本的収入額と資本的支出額の差額、不足する額3億880万8,257円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などをもって補填いたしました。

4ページ、損益計算書で、まず、1番、営業収益は、(1)給水収益から(5)他会計繰入金までを合計し、6億1,182万9,236円となりました。

2番、営業費用は、水道施設の運転業務委託料や維持管理費用などで、(1)浄水及び配給水費から(6)その他営業費用までを合計し、

4億7,714万9,220円となり、営業利益としては1億3,468万16円となりました。

5ページ、3番、営業外収益につきましては、(1)受け取り利息及び配当金から(3)長期前受金戻入までを合計し、4,703万2,162円となりました。営業外費用につきましては、支払い利息と雑支出で4,677万4,028円となり、経常利益といたしましては1億3,493万8,150円となりました。

5番の特別利益についてはございません。

6番、特別損失は、国庫補助金精算金及び当期概算精算金などを計上しております。経常利益に特別利益を加え、特別損失を差し引いた当年度純利益は1億3,244万7,166円となり、これに前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を合わせた当年度未処分利益剰余金は2億2,900万4,106円となりました。

6ページ、剰余金計算書で、資本金及び剰余金の増減を表す表となっております。資本金と資本剰余金につきましては、当年度変動額はございません。

利益剰余金では、減債積立金を取り崩したことにより、同額未処分利益剰余金が増額いたしました。未処分利益剰余金は、当年度純利益を加えたものが年度末の残高となりますので、2億2,900万4,106円となり、当年度中の増減により、資本合計は26億5,200万9,622円となりました。

7ページ、剰余金処分計算書でございますが、後ほど議案第47号でご説明させていただきます。

8ページ、貸借対照表でございます。まず、資産の部で、1の固定資産につきましては、(1)の有形固定資産から(3)投資までを合計し、60億5,862万4,837円、9ページ、2の流動資産につきましては、(1)現金及び預金から(6)貸倒引当金までを合計し、10億674万7,763円で、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は70億6,537万2,600円でございます。

次に、負債の部でございますが、3の固定負債につきましては、建設改良等の財源に充てるための企業債で、27億1,271万2,120円、4の流動負債は、(1)企業債から(5)引当金までを合計し、3億6,071万7,765円、10ページ、5番の繰延収益については、長期前受金から収益化累計額を差し引いた13億3,993万3,093円となりました。固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は44億1,336万2,978円となりました。

次の資本の部につきましては、6ページの剰余金計算書でご説明したとおりでございます。負債と資本を合わせた負債資本合計は70億6,537万2,600円でございます。

次に、33ページに飛びまして、現金預金の動きを活動区分ごとに示したキャッシュフロー計算書をご説明いたします。

まず、1の業務活動によるキャッシュフローにつきましては、当年度純利益から利息の支払い額までを合計し、3億7,145万2,013円となりました。2の投資活動によるキャッシュフローにつきましては、有形固定資産の取得による支出からその他の資本剰余金による収入までを合計し、マイナス1億5,243万273円となり、3番の財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れや償還などでマイナス1億4,469万7,259円となりました。その結果、令和5年度中7,432万4,481円の資金が増加し、令和5年度末における資金残高は9億8,700万4,679円となりました。

なお、11ページから50ページに決算附属書類といたしまして収支明細書のほか、建設改良工事の概要などを載せておりますのでご参照ください。

以上が令和5年度水道事業会計決算の概要でございます。よろしくご審査の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第47号 令和5年度長井市

水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

決算書、水道7ページをお開きください。処分の内容でございますが、令和5年度の未処分利益剰余金2億2,900万4,106円のうち、7,000万円を資本金に組み入れ、1億円を減債積立金に積み立て、残り5,900万4,106円を令和6年度に繰り越しいたすものでございます。これにより、資本金残高は18億3,816万4,312円に、資本剰余金は1,754万1,204円となるものでございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

次に、認第3号 令和5年度長井市下水道事業会計決算の概要についてご説明申し上げます。

決算書、下水道1ページをご覧ください。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございますが、1款公共下水道事業収益から4款浄化槽事業収益まで4事業を合わせた収益的収入合計の決算額は、2ページで、9億4,655万1,168円となりました。

次に、支出でございますが、1款公共下水道事業費用から、3ページの4款浄化槽事業費用まで4事業を合わせた収益的支出合計の決算額は9億2,818万8,777円となりました。

4ページ、資本的収入及び支出の収入でございますが、1款公共下水道事業資本的収入から、5ページの4款浄化槽事業資本的収入まで4事業を合わせた資本的収入合計の決算額は4億7,073万4,530円となりました。

6ページ、支出につきましては、1款公共下水道事業資本的支出から、7ページの4款浄化槽事業資本的支出まで4事業を合わせ、資本的支出合計の決算額は8億6,151万8,314円となりました。

なお、7ページの欄外に記載しておりますが、資本的収入額と資本的支出額の差額、不足する3億9,078万3,784円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額などで、財

源をもって補填をしております。

8ページ、損益計算書で、1番、営業収益でございますが、(1)の下水道使用料から(3)の他会計負担金までを合計し、4億18万3,572円となりました。2番、営業費用でございますが、(1)管渠管理費から(8)その他営業費用まで合計し、8億3,679万5,185円となりました。この結果、営業利益はマイナス4億3,661万1,613円となりました。

9ページ、3番、営業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(5)の雑収益までの合計で5億812万5,560円、4番、営業外費用でございますが、(1)の支払い利息及び企業債取扱諸費から(3)雑支出までの合計で6,295万3,649円となり、その結果、経常利益は856万298円となりました。5番の特別損失の(1)過年度損益修正損は、当期概算の精算還付金を計上してございます。経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は737万9,009円となり、黒字決算となっております。また、前年度繰越利益剰余金と合わせた当年度未処分利益剰余金は2,504万2,271円となりました。

10ページ、剰余金計算書でございます。

まず、令和5年度の未処分利益剰余金につきましては、令和4年度末の残高に令和5年度純利益737万9,009円を加えた2,504万2,271円が年度末残高となります。これにより、資本合計は当年度純利益分増加し、36億6,720万5,362円となりました。

12ページ、貸借対照表により、財産状況についてご説明申し上げます。

初めに、資産の部につきましては、固定資産は全て有形固定資産で、合計が140億3,543万780円、流動資産は現金及び預金から貸倒引当金までを合計し、2億2,388万1,896円となり、資産合計では142億5,931万2,676円となりました。

13ページ、負債の部で、3番の固定負債につ

きましては40億72万1,230円、4の流動負債につきましては、(1)の企業債から(5)の引当金までを合計し、7億2,346万7,584円、5番の繰延収益の合計につきましては、58億6,791万8,500円となり、負債合計は105億9,210万7,314円となりました。

14ページ、資本の部につきましては、10ページの剰余金計算書でご説明したとおりでございます。

32ページに飛びまして、キャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。

1番、業務活動によるキャッシュフローは、当年度純利益から利息の支払い額までを合計し、4億239万5,069円となり、2番の投資活動によるキャッシュフローは、有形固定資産の取得による支出から、国、県等の補償金による収入までを合計し、1億7,438万4,831円、3番、財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れと償還による支出でマイナス4億5,432万7,656円となりました。この結果、令和5年度期首の資金残高から1億2,245万2,244円増加し、令和5年度末における資金残高は1億7,756万9,210円となりました。

なお、15ページから61ページにかけては、決算附属書類ということで収支明細書のほか、建設改良事業等の工事等の概要を載せております。後ほどご参照いただきたいと思います。

以上が令和5年度下水道事業会計決算の概要でございます。よろしくご審査の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第48号 令和5年度長井市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

決算書、下水道11ページをお開きください。処分の内容でございますが、令和5年度の未処分利益剰余金2,504万2,271円のうち、2,000万円を減債積立金に積み立て、残りの504万2,271円を令和6年度へ繰り越しいたすものでござい

ます。これにより、資本金残高は35億1,203万7,236円となるものでございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○竹田陽一委員長 以上で概要の説明が終わりました。

令和5年度長井市各会計決算に関する総括質疑

○竹田陽一委員長 これから質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

平 進介委員の総括質疑

○竹田陽一委員長 順位1番、議席番号13番、平進介委員。

○13番 平 進介委員 平 進介でございます。よろしくお願ひいたします。

このたびは2項目について決算総括質疑を行ってまいります。1項目めは、3款民生費の生活保護費に関連し、お聞きをいたします。2項目めは、2款総務費の企画費、地方創生推進交付金事業に関連し、お聞きをしております。

初めに、1、生活保護世帯とエアコンについて、福祉あんしん課長にお聞きをいたします。

今年も猛暑でございましたが、統計的にいうと、昨年のほうが猛暑日が多いというデータがあります。山形市の猛暑日の真夏日を見ると、今年は9月11日現在で、35度以上の猛暑日が3日で、30度以上の真夏日が60日となっております。昨年度は、猛暑日が28日で、真夏日が45日と、この10年間の中では猛暑日が突出して多く

なっているようでございます。本市においても同様の傾向だったのではないかと考えております。

そうした状況下にあった中で、まず、(1)令和5年度のエアコンの設置状況はについて、担当課として把握されておられましたらばお聞かせをいただきたいと思っております。

○竹田陽一委員長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 令和5年度末の被保護世帯149世帯のうち、施設や入院患者を除いた居宅生活世帯は101世帯で、エアコン設置ありは42世帯、設置なしは49世帯、不明が10世帯となっております。

なお、令和5年度に生活保護費を支給してのエアコンの新規設置はございませんが、社会福祉協議会の生活福祉資金や非課税世帯給付金を活用したエアコンの更新が2件ありました。また、令和5年度末に保護を開始され、令和6年7月にエアコン設置費を支給したケースが1件ございます。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 一般質問でお聞きした件数から見ると、設置の世帯が1世帯多くなったということのようでございます。

次に行きます。(2)のエアコン費用を受給する際の特別な事情についてお聞きをいたします。

さきの一般質問で、エアコンが該当となる場合の特別な事情が5つあるとの答弁でございました。私のメモを見ますと、1つは、生活保護開始時にエアコンがない、2つが、長期入院や入所後の退院、退所時点でエアコンがない、3つ目が、災害でエアコンを失った、4つ目が、転居などして、これまでのエアコンが使えない、5つ目として、犯罪等の被害者等で転居する場合などが該当するというようなことであったと思っております。

その中で、1つ目の生活保護開始時にエアコ